

2 各種控除額の確認

年末調整に当たっては、まず、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などに基づいて各種の控除額を確定しなければなりません。

各種の控除を受けるために必要な申告書とその申告書を提出することにより受けられる控除は次の表のとおりです。

申 告 書	控 除	説明箇所
1 「平成24年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」	配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除、基礎控除	10～17ページ
2 「平成24年分 給与所得者の配偶者特別控除申告書」	配偶者特別控除	18～21ページ
3 「平成24年分 給与所得者の保険料控除申告書」	生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除（申告分）、小規模企業共済等掛金控除（申告分）	22～34ページ
4 「平成24年分 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除	35～48ページ

（注）1 税務署から配布している保険料控除申告書と配偶者特別控除申告書は、1枚の兼用用紙となっています。

2 上記1～3の様式については、税務署において配布するほか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）による提供も行っています。上記4の申告書の様式については、控除を受けることとなる各年分のものを一括して税務署から所得者本人に送付しています。

2-1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

(1) 扶養控除等（異動）申告書の受理等

イ 年末調整は、先に説明したように年末調整を行う時までに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等（異動）申告書」といいます。）を提出している人について行うことになっていますから、年末調整の事務を始めるに当たっては、まず、各人からこの申告書が提出されているかどうかを確かめる必要があります。

ロ この申告書は、原則として本年最初に給与の支払を受ける時までに給与の支払者に提出することになっており、また、年途中で控除対象扶養親族の数などに異動があった場合には、その都度異動申告をすることになっています。まだ申告書を提出していない人や異動申告をしていない人についても、年末調整を行う時までに申告があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことになっていますから、これらの申告を忘れていると思われる人については、早急に申告をするよう指導してください。

特に、次のような事情があった人から、異動申告が忘れずに行われているか確認してください。

- (イ) 本年の途中で、控除対象扶養親族であった人の就職、結婚などにより控除対象扶養親族の数が減少したこと。
- (ロ) 本年の途中で結婚し、控除対象配偶者を有することとなったこと。
- (ハ) 本年の途中で、本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することとなったこと。
- (ニ) 本年の途中で、控除対象配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったこと。

なお、扶養控除等（異動）申告書の記載に当たっての注意事項を各人に周知するための文例「年末調整を受ける際の注意事項」や「平成24年分 給与所得者の扶養控除等申告書のチェックポイント」などを94ページ以降に掲載していますので、是非ご活用ください。

(2) 扶養控除等（異動）申告書の内容の確認

イ 扶養控除等（異動）申告書の内容の確認に当たっては、まず、次のことに注意してください。

- (イ) 控除対象配偶者（又は老人控除対象配偶者）や控除対象扶養親族（又は特定扶養親族、同居老親等、その他の老人扶養親族）、障害者（又は同居特別障害者、その他の特別障害者）の数、寡婦（又は特別の寡婦）、寡夫、勤労学生などの確認は、各人からの申告に基づいて行うことになりますが、申告された控除対象配偶者や控除対象扶養親族、障害者などが控除の対象となるかどうかを確かめた上で、正しい控除を行うようにしてください。

〔記載例〕 扶養控除等（異動）申告書

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 (昭和18.1.1以後生)	特定扶養親族 (平成21.2.1 ～平成21.11.30)	住所又は居所	平成24年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成24年中に異動があった場合に記載してください。)
A 控除対象配偶者	山川明子	妻	昭和45・10・5			東京都練馬区栄町23-7	300,000 ^円	
B 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平成11.1以後生)	1 クー郎	子	昭和48・5・17	同居・その他		〃	0	
	2			同居・その他				
	3			同居・その他				
	4			同居・その他				
	5			同居・その他				
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 (右の該当する事項及び欄に○印を付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。)	1 障害者	区分	本人	控除対象配偶者	扶養親族	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載に」 ついでにご注意)の○をお読みください。		異動月日及び事由 (平成24年中に異動があった場合に記載してください。)
		一般の障害者			()人			
		特別障害者			()人			
		同居特別障害者			()人			
D 他所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由	控除を受ける他所得者 氏名	控除を受ける他所得者 住所又は居所	

- この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成23年8月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
○ 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
○ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
○ 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
○ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に 関する事項) 16歳未満の 扶養親族 (平成11.2以後生)	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成24年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成24年中に異動があった場合に記載してください。)
	1 山川二郎	子	平成11・7・5	東京都練馬区栄町23-7	0 ^円	
	2		平・			
	3		平・			

- (ロ) 控除対象配偶者や控除対象扶養親族、障害者などに該当するかどうかは、**年末調整を行う日の現況により判定**しますが、その判定の要素となる**①合計所得金額は、年末調整を行う日の現況により見積もった本年1月1日から12月31日までの合計所得金額により、②年齢は、本年12月31日（所得者本人やその親族が年の中途で死亡したり、所得者本人が年の中途で出国して非居住者となる場合には、その死亡又は出国の時）の現況により判定**します。

- (注) 1 年末調整を行った後、本年12月31日までに控除対象扶養親族の増加などの異動があった場合には、年末調整のやり直しをすることができます（68ページ参照）。
2 控除対象配偶者や控除対象扶養親族などが本年の中途で死亡した場合でも、死亡の日の現況により判定することになりますから、本年分については配偶者控除や扶養控除などの控除の対象となります。
3 合計所得金額とは、純損失及び雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額、上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税の適用を受けることとした場合のその配当所得の金額（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）、土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得の金額（特別控除前））、株式等の譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用がある場合には、その適用前の金額）、先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。

ハ) これらの控除対象配偶者や控除対象扶養親族などに該当するかどうかを判定するときの要件である合計所得金額には、次のような所得は含まれません。

① 次のような所得で所得税が課されないもの

- ㊦ 利子所得のうち障害者等の利子非課税制度の適用を受けるもの
- ㊧ 遺族の受ける恩給や年金（死亡した人の勤務に基づいて支給されるものに限りです。）
- ㊨ 雇用保険法の規定により支給される失業等給付、労働基準法の規定により支給される休業補償など

② 利子所得のうち源泉分離課税とされるもの

③ 配当所得のうち、

- ㊩ 源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託（社債的受益権に限りです。）の収益の分配

㊪ 確定申告をしないことを選択した次の配当等

㊫上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）、㊬公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配、㊭特定投資法人の投資口の配当等及び㊮これら以外の配当等で1銘柄について1回に支払を受けるべき金額が10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等

④ 源泉分離課税とされる定期積金の給付補填金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び割引債の償還差益

⑤ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの

ロ 控除対象配偶者等の内容とその確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

● 控除対象配偶者

所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、**合計所得金額が38万円以下の人**をいいます。

(注) 1 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下になります。

2 公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が158万円以下（年齢65歳未満の人は108万円以下）であれば、合計所得金額が38万円以下になります。

3 配偶者が家内労働者等に該当する場合は、家内労働者等の事業所得等の所得金額の計算の特例が認められています。したがって、例えば、配偶者の所得が内職等による所得だけの場合は、本年中の内職等による収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下になります。

※ 上記（注）の1から3については、下記の「扶養親族」の場合も同様です。この場合、3の「配偶者」は「扶養親族」と読み替えてください。

〔注意事項〕

- 1 ここでいう「配偶者」とは、婚姻の届出をしている配偶者をいい、いわゆる内縁関係の人は含まれません。
- 2 年の中で配偶者と死別し、その年中に再婚した所得者の控除対象配偶者は、死亡した配偶者か再婚した配偶者かのいずれか1人に限られます。
- 3 控除対象配偶者については、配偶者特別控除を受けることができませんので注意してください。

● 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、**年齢70歳以上の人（昭和18年1月1日以前に生まれた人）**をいいます。

〔注意事項〕

申告された控除対象配偶者については、生年月日により老人控除対象配偶者に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

● 扶養親族

所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、**合計所得金額が38万円以下の人**をいいます。

〔注意事項〕

- 1 ここでいう「親族」とは、6親等内の血族と3親等内の姻族をいいます。
- 2 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、所得者と生計を一にし、合計所得金額が38万円以下の人も扶養親族に含まれます。

● 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、**年齢16歳以上の人（平成9年1月1日以前に生まれた人）**をいいます。

〔注意事項〕

平成23年分の所得税から、年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除が廃止されています。生年月日により控除対象扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除誤りのないように注意してください。

● 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、**年齢19歳以上23歳未満の人（平成2年1月2日から平成6年1月1日までの間に生まれた人）**をいいます。

〔注意事項〕

申告された控除対象扶養親族については、生年月日により特定扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

● 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、**年齢70歳以上の人（昭和18年1月1日以前に生まれた人）**をいいます。

〔注意事項〕

申告された控除対象扶養親族については、生年月日により老人扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

● 同居老親等

老人扶養親族のうち、**所得者又はその配偶者（以下「所得者等」といいます。）の直系尊属（父母や祖父母などをいいます。）で所得者等のいずれかとの同居を常況としている人**をいいます。

〔注意事項〕

- 1 申告された老人扶養親族については、同居を常況としているかどうか等を所得者本人に確認し、同居老親等に該当する場合には、控除漏れのないように注意してください。
- 2 所得者等の直系尊属である老人扶養親族（以下「老親等」といいます。）が同居老親等に該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定しますが、例えば、次のような場合にはそれぞれ次のとおりとなります。
 - (1) 所得者等と同居を常況としている老親等が、病気などの治療のため入院していることにより、所得者等と別居している場合……同居老親等に該当します。
 - (2) その老親等が所得者等の居住する住宅の同一敷地内にある別棟の建物に居住している場合……その人が所得者等と食事を一緒にするなど日常生活を共にしているときは同居老親等に該当します。

- (3) 所得者が転勤したことに伴いその住所を変更したため、その老親等が所得者等と別居している場合……同居老親等に該当しません。

● 障害者（特別障害者）

所得者本人やその控除対象配偶者、扶養親族で、次のいずれかに該当する人をいいます。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人——このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人——このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。
- (4) 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人——このうち、障害の程度が1級又は2級である者として記載されている人は、特別障害者になります。
- (5) 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人——このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- (8) 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(昭和23年1月1日以前に生まれた人)で、その障害の程度が上記の(1)、(2)又は(4)に該当する人と同程度であることの町村長や福祉事務所長などの認定を受けている人——このうち、上記の(1)、(2)又は(4)に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人として町村長や福祉事務所長などの認定を受けている人は、特別障害者になります。

【注意事項】

現に身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けていない人であっても、これらの手帳の交付を申請中の人やこの申請をするために必要な医師の診断書の交付を受けている人で、年末調整の時点において明らかにこれらの手帳の交付が受けられる程度の障害があると認められる人は、障害者（又は特別障害者）に該当するものとして取り扱われます。

● 同居特別障害者

控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、所得者の配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

【注意事項】

申告された特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族については、同居特別障害者に該当するかどうかを所得者本人に確認し、控除漏れのないように注意してください。

● 寡 婦

所得者本人が次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます。

(1) 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子のある人

- イ 夫と死別した後、婚姻していない人
- ロ 夫と離婚した後、婚姻していない人
- ハ 夫の生死の明らかでない人

(2) 上記(1)に掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、合計所得金額が500万円以下の人

- イ 夫と死別した後、婚姻していない人
- ロ 夫の生死の明らかでない人

(注) 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が6,888,889円以下であれば、合計所得金額が500万円以下となります。

〔注意事項〕

- 1 ここでいう「生計を一にする子」には、他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっていたり、所得金額の合計額が38万円を超えている人は含まれません。
- 2 離婚の場合には、扶養親族などがなければ合計所得金額が500万円以下であっても寡婦控除の対象となる「寡婦」には該当しません。

● 特別の寡婦

寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます。

● 寡 夫

所得者本人が、次の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する人で、生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます。

- (1) 妻と死別した後、婚姻していない人
- (2) 妻と離婚した後、婚姻していない人
- (3) 妻の生死の明らかでない人

〔注意事項〕

ここでいう「生計を一にする子」の範囲については、「寡婦」の場合と同様です。

● 勤 労 学 生

所得者本人が、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する人をいいます。

(1) 次に掲げる学校等の**児童、生徒、学生又は訓練生**であること。

- ① 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校
- ② 国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、一般社団法人、一般財団法人、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」といいます。）を設置する者の設置した専修学校等で、職業に必要な技術の教授をするなど一定の要件に該当する課程を履修させるもの
- ③ 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの

(2) **合計所得金額が65万円以下**であること。

（注） 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が130万円以下であれば、合計所得金額が65万円以下になります。

(3) 合計所得金額のうち**給与所得等以外の所得金額が10万円以下**であること。

（注） 「給与所得等」とは、自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいいます。

〔注意事項〕

上記(1)②又は③の生徒又は訓練生である人が勤労学生控除を受けるためには、扶養控除等（異動）申告書に次の証明書を添付して提出又は提示する必要があります。専修学校等の生徒又は職業訓練法人の訓練生が勤労学生に該当するかどうかは、これらの証明書の有無により判定します。

- ① その人の在学する学校等が「一定の要件に該当する課程」を設置する専修学校等又は職業訓練法人であることを証明する専修学校等の長又は職業訓練法人の代表者から交付を受けた文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写し
- ② その人が①の課程を履修する生徒又は訓練生であることを証明する専修学校等の長又は職業訓練法人の代表者の証明書

〔記載例〕 扶養控除等（異動） 申告書

平成 24 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。



所轄税務署長等	給与の支払者の 名称 (氏名)	〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカワ タロウ 山川 太郎	世帯主の氏名	山川 太郎	従たる給与につ いての扶養控除 等申告書の提出 (提出している場合 には、○印を付け てください。) ④ 無
神田 税務署長 練馬 市区町村長	給与の支払者の 所在地 (住所)	東京都千代田区神田錦町3-3	生 年 月 日 〇〇 年 〇 月 〇 日 あなたの住所 又は居所 東京都練馬区栄町23-7	〇 年 〇 月 〇 日 あなたとの続柄 本人			

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 of いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

主たる給付から控除を受ける	区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和18.1.1以前生)	特定扶養親族(平2.1.2生)(平6.1.1生)	住所又は居所	平成24年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成24年中に異動があった場合に記載してください。)
	A 控除対象者	山川 明子		昭和45.10.5			東京都練馬区栄町 23-7	300,000 ^円	
	B 控除対象扶養親族 (16歳以上 (平91以前生))	1 クー郎	子	昭和48.5.17	同居 老親等・その他		ク	0	
		2		昭和・平	同居 老親等・その他				
		3		昭和・平	同居 老親等・その他				
		4		昭和・平	同居 老親等・その他				
		5		昭和・平	同居 老親等・その他				
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	1 障害者	区分 該当者 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	本人	控除対象配偶者	扶養親族 () A) () A) () A) () A)	2 寡婦 3 特別の寡婦 4 寡夫 5 勤労学生	左記の内容 (この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載に」についての「ご注意」の2)をお読みください。)	異動月日及び事由 (平成24年中に異動があった場合に記載してください。)	
D 他所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由	控除を受ける 氏名	あなたとの続柄	他所得者 住所又は居所	
			昭和・平						
			昭和・平						

- この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成23年8月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- 「主たる給与」とは、この申告書を出した給与の支払者から受ける給与をい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合は「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
- 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に) 関する事項 16歳未満の 扶養親族 (平9.12以後生)	氏 名	あなたとの 続 柄	生 年 月 日	住 所 又 は 居 所	平成24年中の 所得の見積額	異動月日及び事由 (平成24年中に異動があった 場合に記載してください。)
	1 山川二郎	子	平 ¹¹ ・7・5	東京都練馬区栄町 23-7	0 ^円	
	2		平 ¹¹ ・・・			
	3		平 ¹¹ ・・・			

- 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

(3) 扶養控除等（異動）申告書と所得税源泉徴収簿との照合

扶養控除等（異動）申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の内容が各人の所得税源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に正しく記入されているかどうかを確かめます。

なお、扶養控除額などの計算は、この欄の記載に基づいて行うことになりますので、正確に記入しておく必要があります。

〔記載例〕 所得税源泉徴収簿（上記の扶養控除等（異動）申告書の場合）

[illegible]

- (注) 所得税源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して、税務署から給与の支払者に配布しているものですが、以下の説明は、便宜上この所得税源泉徴収簿の様式を用いて行うことにします。